

最高裁判例

所得課税における非上場株式の評価にあたって、法人税額等相当額を控除することを認めた事例 最高裁平成17年11月8日第三小法廷判決（東京地裁平成12年7月13日判決、東京高裁平成14年1月30日判決）

鳥飼総合法律事務所 弁護士 青戸 理成

1 はじめに

今回取り上げる判例は、所得税額の計算における非上場株式の評価に際し、評価対象会社の1株当たりの純資産額を算定する場合に法人税額等相当額を控除することが認められるかどうか等が争われた事例です。

原審では、営業活動を順調に行って存続している非上場会社の株式の評価にあたっては、法人税額等相当額を控除しなくても違法ではないと判断しましたが、最高裁は、昭和62年当時、法人税額等相当額を控除する取り扱いが定着していたのであり、そのような評価方法が所得課税における評価に当てはまらないことを関係通達から読み取ることは不可能であるから、営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産額は、昭和62年当時において、一般的には通常の取引における当事者の合理的な意思に合致するものである、として原判決を破棄しました。

なお、本件事例では、原審段階では、争点が多岐にわたっていましたが、最高裁において判断されたのは、法人税額等相当額の控除の是非の点だけですので、本稿でもその点に限って検討いたします。

2 事案の概要

昭和62年当時、甲（原告・控訴人・上告人）はA株式会社（原告・控訴人・上告人、以下「A社」といいます。）及び関連会社B株式会社（以下「B社」といいます。）の代表者であり、乙（原告・控訴人・上告人）は、A社の役員であるとともに、その関連会社であるC株式会社（以下「C社」といいます。）の代表者でした。

- ① 昭和62年3月11日、甲社は新株を発行し、甲、乙、C社がそれぞれ新株を1株500円で引き受けました（以下、「新株発行」といいます。）
- ② 昭和62年3月26日、乙はD株式会社（以下「D社」といいます。）に対し、前記①の引受株式の一部を譲渡しました（以下「譲渡I」といいます。）。
- ③ 昭和62年3月30日、31日、A社は、甲に対し、B社の株式を譲渡しました（以下「譲渡II」といいます。）。
- ④ 昭和62年5月12日、甲はC社に対し、前記①で受けた株式全部を1株500円で譲渡しました（以下「譲渡III」といいます。）。

甲、乙の昭和62年分の所得税の確定申告に対し、武藏府中税務署長（のちに渋谷税務署長、被告・被控訴人・被上告人）は、譲渡IIが低額譲渡に当たり、時価と譲渡価額の差額が甲に対する賞与であること、新株発行における新株の時価と発行価額との差額が一時所得になること、譲渡IIIについて譲渡所得が発生していること、を理由に更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしました。また、A社に対し、新宿税務署長（被告・被控訴人・被上告人）が、譲渡IIについて、賞与にかかる源泉所得税の納税告知処分をしました。なお、譲渡Iについても、裁決において、譲渡所得の発生が認定され、被告は本訴において譲渡所得を乙の所得金額に加算して主張しています。

そこで、甲、乙及びA社がそれぞれの処分の取消を求めたのが本件事案です。

3 本件の争点

本件は、以上のように若干複雑な経緯をたどるものではありますが、最高裁で判断された争点は、1点です。すなわち、所得税額の計算における、

非上場株式の評価に際し、評価対象会社の1株当たりの純資産価額を算定する場合に、法人税額等相当額を控除することが認められるかどうか、です。

4 当事者の主張

(1) 被告・被控訴人・被上告人の主張

被告・被控訴人・被上告人（以下「被告」といいます。）は、原告らの株式を所得税基本通達23～35共一9の(4)ハに定める「純資産価額を参酌して」評価するとしても、所得課税においては、評価通達186-2に定める法人税額等相当額を控除すべきではない、と主張しました。

その根拠としては、評価通達185が非上場株式等の時価の評価方式の1つとして定めている純資産価額方式をとるとしても、評価通達186-2が、評価会社の資産の相続税評価額と簿価との評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除することを認めていた趣旨は、「例えば、評価会社が被相続人の個人的な資質や能力に依存していたいわゆるワン・マン会社であって、相続の開始によって事業の継続が不可能になる場合や相続人が会社の資産を自己のために自由に利用あるいは処分したい場合には、会社を解散、清算することにより被相続人が所有していた株式数に見合う財産を手にするほかないところ、その場合に法人の清算所得があった場合には、その清算所得に対して法人税等が課されるため、個人事業者が直接に事業用資産を所有している場合に比して法人税等相当額分だけ実質的な取り分が減少することになるから、このような株式の評価に当たって、個人が株式の所有を通じて会社の資産を間接的に所有している場合と個人事業主として直接に事業用財産を所有している場合とで両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件の下に置き換えた上で相続税課税の均衡を図ることとしたものである」とし、他方、「所得課税は、取引から生じる利益（所得）に着目して、そこに担税力を求めて課税されるものであり、事業継続を前提とした会社の株式の評価に当たって、解散を前提とした清算所得に対する法人税等相当額を控除すべきでないことは明らかである」と主張しました。

また、被告は、控訴審において、相続税課税において、法人税等相当額の控除を認めたのは、相続による事業の円滑な承継にも配意する必要から、中小企業の事業承継者などの相続税負担の軽減という政策的配慮にも基づくものである、順調に事業活動を行っている会社の株式を売買取引する場合の買い手は、現在の会社の営業状態や財産状況を基本に、今後更なる事業の発展による利益の増大に伴う配当受領への期待や評価益の更なる増大、また、評価益の増大に伴う更なる株価の上昇により、将来の株式譲渡の際の譲渡益の獲得への期待などを総合的にみて、現在の1株当たりの価額を意識して取引するものと考えられる、純資産価額方式により取引価額を定める場合には、そのことについて合理的な理由があると認められるときを除き、評価益に対する法人税等相当額を控除しないで純資産価額を計算すべきものである、法人税基本通達6-1-4(3)は、法人税基本通達9-1-11から9-1-14まで及び本件法人税通達に準じて「合理的に計算される価額」との留保を付けていたる、取得した株式を評価する場合と評価損を計上する場合で異なる取り扱いをすることは二重基準には該当しない、という主張を追加しました。

(2) 原告・控訴人・上告人の主張

原告・控訴人・上告人（以下「原告」といいます。）は、①昭和63年当時、通達上の根拠は財産評価基本通達しかなく、②法人税と所得税は同一にとらえられるべきである上、③本来的に評価差額に対する法人税額等相当額は控除されるべきであるから、所得課税における未公開株式の時価の計算においても法人税額等相当額を控除すべきである、と主張しました。

すなわち、原告は、①に関し、a、「純資産価額方式による株価算定方法の詳細は、評価通達185、186に規定されており、「純資産価額方式による算定は、これらの通達に準拠する以外に計算方法はないところ、評価通達186-2は、明確に法人税等相当額の控除を認めて」いること、b、「法人税基本通達9-1-15で、法人税に評価通達が準用され、その準用にあたって、法人税等相当額の控除が認められて」いること、c、「同じ所得課税であり、本件の算定に当たって

も準用されるべき法人税通達9-1-15が明確に評価通達186-2の準用を規定していること、からすれば、本件のような所得税に係る株価を純資産価額方式によって算定する場合にも、評価差額に対する法人税額相当額を控除すべきことは明らかである」と主張しました。

また、②に関し、被告らが相続税と所得税の違いを強調しているのに反論して、個人も法人も株式を保有することがあるが、個人と法人とでその保有株式の譲渡等にあたって、別の基準で課税することは、実務上混乱を来すとともに、個人と法人との負担の公平を確保することができなくなってしまうのであり、「法人税において、株式の評価額を算出する際に評価差額に対する法人税額相当額の控除が認められるのであるから、所得税においても同様に」法人税額等相当額の控除が認められるべきである、と主張しました。

さらに、③理論的な根拠として、「取引相場のない株式の価格を純資産価額方式により算定する場合において、資産の価額を時価によるとすれば、当然、その時価の中には、未実現の評価益に相当する部分が含まれることになる」が、「評価益も未実現のものを計算するのであり、未実現評価益に対する法人税等相当額も同様に未実現であっても、その評価益の額から控除すべきである」と主張しました。

また、原告は、控訴審において、④非上場株式を所有する株主の株式に対する価値観を支えているのは、残余財産分配請求権の価値といえるから、時価評価は、処分価格によるべきとなり、清算出費は当然控除されるべきである、⑤評価益は、その全額が株主に帰属するのではなく、その中には、法人税として国に帰属すべき部分、事業税その他地方税として地方公共団体に帰属すべき部分も含まれているから、これら株主に帰属しない部分を取り除く必要がある、⑥相続の場合であっても当該法人の清算が常に予定されているわけではなく、また株主事業主といえども、有利発行による株式取得や低額譲渡した株式の評価が予想以上に大きい場合には、所得税の納税のために清算することもあり得ることからすると、評価通達が、法人株主として相続したことと伴い相続税を納付するに当

たって、当該法人を清算せざるを得ない場合もあり得るし、事業承継を円滑に行わせることに配慮したものともいえない、⑦「会社が清算した状態というのは、個人事業主にとっては、その事業用資産を売却した状態であり、その場合には、法人が支払うべき法人税等相当額に相当する譲渡所得税及び地方税の支払義務が発生するので、この意味においては、株主事業主と個人事業主との条件は同一であるというべきである」、⑧「法人税法において、評価損を計上するときの評価の仕方・基準と、その株式を取得したときの評価の仕方・基準を変えるという二重基準を導入することに合理性は存在しないのであるから、法人税等相当額の控除は、取得の時点における評価から認められなければならない」との主張を追加しました。

5 裁判所の判断

(1) 原判決（東京地裁平成12年7月13日判決税務訴訟資料第248号212頁）

ア 結論

原判決である第一審は、「本件のように、当該法人が存続することを前提として株式譲渡ないし新株の引受けが行われた場合には、法人税等相当額を控除することは合理性を欠くものというべきである」と判示しました。

イ 理由

その理由として裁判所は、「評価通達において法人税等相当額を控除するものとしている趣旨は、株主は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるが、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件の下に置き換えた上で評価の均衡を図る必要があるからである」とした上で、「相続の場合は、当該法人を清算して相続税を納付することもあり得ることや事業承継を円滑に行わせる必要があることから、法人税等相当額を控除することによって、納税者に有利な評価をする合理性が認められるが、法人の存続を前提として当該法人の株式が取り引きされる場合には、当該法人を清算するようなことは予定されていないのであり、また相続による企業承継を

考慮する必要がないのであるから、そのような場合には、法人税等相当額を控除することの合理性が認められない」と判断しました。

また、原告の主張について、裁判所は、法人税基本通達9-1-15は、「有価証券の評価損における株価の算定方法を定めたものである」が、資産の評価損の計上ができる場合は、「当該有価証券を発行している法人の経営状態が悪化したような場合に限られているのであり」、「そのような場合には、もはや当該法人の存続を前提として有価証券等の価額を算定することは合理的でなく、当該法人の有する資産を清算した場合を想定して価額を算定することが合理的であるというべきであるから」、同通達が、「有価証券の評価損における株価の算定方法について、評価通達186-2に従って法人税等相当額を控除することを認めているからといって、本件のような譲渡された株式ないし新株として引き受けられた株式の価額の算定に当たっても、法人税等相当額を控除すべきであるということにはならない」として、排斥しました。

(2) 控訴審判決(東京高裁平成14年1月30日判決)

ア 結論

控訴人の主張はいずれも理由がないとして、排斥しました。

イ 理由

まず、原告の主張③について、通常取引されると認められる株式の価額を算定するに当たって評価益を考慮することが直ちに評価益に課税することにはならないのであるから、これをもって未実現利益に対する課税ということはできないし、実際に譲渡された株式についての実現した利益の算定のために行われたのであって、未実現利益に対する課税ではない、と判断しました。

また、原告の主張⑤について、一般にある利益が課税の対象となったからといって、当該利益のうち税額に相当する額については利益として帰属しなかったと評価することはできないのであるから、当然に評価益から差し引くべきであるとすることはできない、と判断しました。

さらに、原告の主張⑧についても、取得し

た株式を評価する場合と評価損を計上する場合とは場面を異にしているので、両場面において取扱いを異にすることは、二重基準を導入することにはならない。また、両場合において、評価の対象となる会社の状況も異なるので、取扱いを異にすることに合理性があるというべきである、と判断しました。

(3) 上告審判決(最高裁平成17年11月8日第三小法廷判決最高裁ホームページ)

ア 結論

最高裁は、「A社、B社の1株当たりの純資産額の評価においては、法人税額等相当額を控除して、1株当たりの純資産額を評価すべきである。」と判示して、原判決を破棄し、原審に差し戻しました。

イ 理由

最高裁は、まず評価通達(平成2年直評12、直資2-203による改正前のもの)185が、1株当たりの純資産額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしている趣旨につき、「個人が財産を直接所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るために、評価の対象となる会社が現実に解散されることを前提としていることによるものではない」と判示しました。その上で、「営業活動を順調に行って存続している会社の株式の相続及び贈与に係る相続税及び贈与税の課税においても、法人税額等相当額を控除して当該会社の1株当たりの純資産額を算定することは、一般的に合理性があるものとして、課税実務の取扱いとして定着していたもの」として、順調に営業活動を行っている会社においても、法人税額等相当額を控除することになることを認めました。

また、所得税基本通達及び法人税基本通達に関する、平成12年の改正により、「所得税及び法人税の課税における1株当たりの純資産額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至った」ことに触れた上で、「それらの改正前の昭和62年当時に、評価通達(平成2年直評12、直資2-203による改正前のもの)185が定める1株当

たりの純資産価額の算定方式のうち法人税額等相当額を控除する部分が、所得課税における評価に当てはまらないということを関係通達から読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能である」と判示するとともに、「取引相場のない株式の取引は、法人税額等相当額を控除した純資産価額を上回る価額でされることもあり得るが、一般にその取引の当事者は上記関係通達の定める評価方法に関心を有するものであり、その評価方法が取引の実情に影響を与えるものであったことは否定し難く、これとかけ離れたところに取引通念があったということはできない」として、通達に定める評価方法に対する取引当事者の関心を考慮しました。

その上で、昭和62年当時の評価について、「営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、昭和62年当時において、一般には通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、所得税基本通達（平成10年課法8-2、課所4-5による改正前のもの）23～35共一9（4）にいう「1株当たりの純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額」に当たるというべきである」と判断し、そのような計算方法は、「所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有するということができる」と判示しました。

そして、結論として、「両社が順調に営業

を行っていることのみを根拠として、法人税額等相当額を控除することが不合理であって通常の取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるということはできず、他に上記控除が上記の評価において著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して1株当たりの純資産価額を評価すべきである。」として、原判決を破棄しました。

6 解説

現在では、所得税基本通達及び法人税基本通達が改正されて、所得税及び法人税の課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことになっています。

本件は、税額の計算において、通達から読み取ることができる計算を行った場合に、それが取引通念から大きくかけ離れていない限り、その計算方法に合理性があると認めた事例と考えられますが、最高裁は、何ら理論的な点について判断しておらず、改正された通達に触れた上で、その改正前における通達の定める評価方法に対する取引当事者の関心を考慮して判断していることからすれば、現在の通達が所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有しない、と判断したとまでは考えられません。

そういう意味では、今後、通達が再度変更される可能性は高くないといえそうです。

ビジネス書ベスト10

(1/15～1/21) 八重洲ブックセンター本店

順位	書名	著者	出版社	本体価格
1	下流社会	三浦 駿	光文社	780
2	10年後の日本	『日本の論点』編集部編	文藝春秋	730
3	さおだけ屋はなぜ潰れないのか？	山田真哉	光文社	700
4	月次決算の進め方	金児 昭	日本経済新聞社	830
5	ドッカーナの遺言	P・F・ドッカーナ	講談社	1,500
6	考える技術・書く技術ワークブック(上・下)	バーバラ・ミント	ダイヤモンド社	各1,600
7	何のために生きるのか	五木寛之／稻盛和夫	致知出版社	1,429
8	ドッカーナの金言	P・F・ドッカーナ	ダイヤモンド社	2,800
9	直伝藤巻流「私の個人資産」運用法	藤巻健史	講談社	1,600
10	細野真宏の世界一わかりやすい株の本 実践編	細野真宏	文藝春秋	952

※金額は本体価格のため消費税額を含んでおりません